

大阪市告示第1749号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月25日

大阪市長 横山英幸

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の変更に係る土地の区域

（三国東地区地区計画）

大阪市淀川区西三国一丁目、西三国二丁目、西三国三丁目、西宮原二丁目、
西宮原三丁目及び三国本町三丁目地内

3 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

（計画調整局計画部都市計画課）